

2007年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

民法問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

【民法問題】

商品の製造販売業を営むAは、Sに対して商品の売掛代金債権（以下では、本件売掛代金債権という）を有していたが、その弁済期前に現金化する必要が生じたので、6月5日、金融業者Bにこの債権を売却した。そして、同日付の内容証明郵便による通知がAからSに対してなされ、この通知は翌6日Sに配達された。しかし、営業の資金繰りに困っていたAは、同月12日、本件売掛代金債権をCにも売却し、この譲渡の通知は、同日に内容証明郵便でなされたが、翌13日にSに配達された。なお、本件売掛代金債権については、SとAとの間で譲渡禁止特約が結ばれていた。

【設問1】

以上の場合において、A・B・CのいずれがSに対して売掛代金の支払いを請求することができるか。(30点)

【設問2】

Cが、債権の譲受人ではなく、本件売掛代金債権を差し押さえて転付命令（民事執行法159条・160条）を受けたAの債権者である場合には、A・B・CのいずれがSに対して売掛代金の支払いを請求することができるか。なお、Cのための差押え・転付命令の送達は6月13日にSに届いたものとする。(35点)

【設問3】

【設問2】の場合において、BはAS間の譲渡禁止特約を知っていたが、AからBへの債権譲渡の通知を受けたSは、差押え・転付命令の送達を受けた後に、AとBに対して債権譲渡を承諾する旨の通知をした。この場合、A・B・CのいずれがSに対して売掛代金の支払いを請求することができるか。(35点)